

大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、性暴力被害者及びその同伴する家族（以下「DV 被害者等」という。）の保護及び支援活動を行う民間団体の運営基盤を強化し、DV 被害者等に対する支援の充実を図るため、民間団体が DV 被害者等を一時保護するための施設（以下「シェルター」という。）を設置し運営するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱においてシェルターとは DV 被害者等を緊急一時的に保護する施設であって、次の各号に掲げる要件を満たす施設とする。

- (1) 民間団体によって運営されていること。
- (2) DV 被害者等を緊急一時的に避難させ、かつ、2週間以上継続して入所させることができる居室を有すること。
- (3) 居室は、1世帯につき1室以上であること。
- (4) 不特定多数の者に開放されておらず、かつ、入所した DV 被害者等（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの確保に配慮した設備を有していること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす民間団体とする。

- (1) 県内において、現に DV 被害者等の保護及び支援活動を行っている団体又は新たに DV 被害者等の保護及び支援活動を行う団体
- (2) 継続的な活動が期待できる団体
- (3) 特定の政党その他の政治団体に対する支援活動及び宗教活動を行っていない団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体については、対象外とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 当該シェルターの設置及び運営に係る経費の内容がわかる書類
- (4) 団体の活動が把握できる規約・定款等
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助の条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(報告等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 個人別支援実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第10号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、平成21年度の予算に係る大分県民間シェルター運営事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年度の予算に係る大分県民間シェルター運営事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年度の予算に係る大分県民間シェルター運営事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年度の予算に係る大分県民間シェルター運営事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度の予算に係る大分県民間シェルター運営事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る大分県民間シェルター運営事業費補助金から適用する。

別表

補助対象経費及び経費区分	補助率及び算定基準
<ul style="list-style-type: none"> ・シェルターの用に供する住宅等の借上料及び共益費 	<p style="text-align: center;">10 / 10 以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター入所者に対する同行支援等に掛かる人件費 <ul style="list-style-type: none"> ① 同行支援 行政機関や裁判所、就職活動、不動産業者、生活物資の購入、引越等に、同行すること。 ② 面接相談 体調や困りごと、今後の動きなどの相談や、情報提供等を行うこと。 	<p style="text-align: center;">10 / 10 以内</p> <p>4,530 円 / 日 × のべ活動人数 (ただし、引越の場合は、9,060 円 / 日 × のべ活動人数)</p>

第1号様式（第5条関係）

年度大分県民間シェルター運営事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地
団体名
代表者名
担当者
連絡先

年度において、下記のとおり大分県民間シェルター運営事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 当該シェルターの設置及び運営に係る経費の内容がわかる書類
- (4) 団体の活動が把握できる規約・定款等
- (5) その他知事が必要と認める書類

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

（単位：円）

1 収入

項 目	予算額	備考
県費補助金		
計		

2 支出

項 目	予算額	備考
計		

第4号様式（第6条関係）

年度大分県民間シェルター運営事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地
団体名
代表者名
担当者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県民間シェルター運営事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第6条関係）

年度大分県民間シェルター運営事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地
団体名
代表者名
担当者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県民間シェルター運営事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第7条関係）

年度大分県民間シェルター運営事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事



年 月 日付けで交付申請のあった 年度大分県民間シェルター運営事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) その他、大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
 - (6) 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - (ア) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）

第7号様式（第11条関係）

年度大分県民間シェルター運営事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地
団体名

代表者名
担当者
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県民間シェルター運営事業費補助金 円を精算払の方法により交付される
よう、大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

事業完了予定（完了）年月日

（振込先）

金融機関名
支店名
口座種別
口座名義

※口座名義は、申請者（団体名又は代表者名）に限る。

第8号様式（第12条関係）

年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地

団体名

代表者名

担当者

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度大分県民間シェルター運営事業について、下記のとおり実施したので、大分県民間
シェルター運営事業費補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて
報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 個人別支援実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 当該シェルターの設置及び運営に係る経費の内容がわかる書類

第9号様式（第12条関係）

個人別支援実績書

氏名（ 歳）	（ 歳）
退所した一時保護所 （入所期間）	（ 年 月 日～ 年 月 日）
同伴家族の状況	有（ ）・無

自立支援事業	
当該施設の入所・退所 年月日	年 月 日～ 年 月 日
支援目標	
支援方法	
備考	

支援経過	
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
支援結果	

退所後の居住先	(年 月 日～)
---------	-----------

第10号様式（第12条関係）

収支精算書

（単位：円）

1 収入

項目	精算額	予算額	増減	備考
県費補助金				
計				

2 支出

項目	精算額	予算額	増減	備考
計				

第11号様式（第13条関係）

年度大分県民間シェルター運営事業費補助金の額の確定通知書

県民参画第 号
令和 年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県民間シェルター運営事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県民間シェルター運営事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。